の下に「金銭債権の」を加え、「事由が生じている場合」を「こと」に、「個別評価金銭債権の額（当該個別評価金銭債権」を「金銭債権の額（当該金銭債権」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「いい、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く」を「いう」に改め、同項第一号中「以下この項」の下に「及び第八項」を加え、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「ニからトまでに掲げる金額の合計額」を「ニに掲げる金額」に改め、同号イ中「当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する」を「法第五十二条第九項各号に掲げる」に改め、同号ロからニまでを次のように改める。

ロ　法第五十二条第一項又は第五項の規定により前三年内事業年度に含まれる各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（売掛債権等に係る金額に限る。）の合計額

ハ　法第八十一条の三第一項（法第五十二条第一項又は第五項の規定により法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額（以下この号において「個別損金額」という。）を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により前三年内事業年度に含まれる各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（売掛債権等に係る金額に限る。）の合計額

ニ　法第五十二条第十項若しくは第十一項の規定により前三年内事業年度に含まれる各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額又は法第八十一条の三第一項（法第五十二条第十項又は第十一項の規定により法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額を計算する場合に限る。）の規定により前三年内事業年度に含まれる各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額のうち、次に掲げる金額に係るもの（当該各事業年度若しくは各連結事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等に係る金額又は当該各事業年度若しくは各連結事業年度において売掛債権等につき法第五十二条第一項若しくは第五項の規定（個別損金額を計算する場合のこれらの規定を含む。）の適用を受ける場合の当該売掛債権等に係る金額に限る。）の合計額

(1)　法第五十二条第一項の規定により当該各事業年度若しくは各連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額又は法第八十一条の三第一項（法第五十二条第一項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）の規定により当該前日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

(2)　法第五十二条第一項の規定により適格合併若しくは適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）に係る被合併法人若しくは現物分配法人（(2)において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日の前日若しくは当該残余財産の確定の日（(2)において「合併前日等」という。）の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額又は法第八十一条の三第一項（法第五十二条第一項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）の規定により被合併法人等の合併前日等の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

(3)　法第五十二条第五項の規定により同項に規定する適格分割等（(3)において「適格分割等」という。）に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人（(3)において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額又は法第八十一条の三第一項（法第五十二条第五項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）の規定により分割法人等の適格分割等の日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

第九十六条第二項第二号ホからトまでを削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　内国法人の有する金銭債権について前項各号に掲げる事実が生じている場合においても、当該事実が生じていることを証する書類その他の財務省令で定める書類の保存がされていないときは、当該金銭債権に係る同項の規定の適用については、当該事実は、生じていないものとみなす。

3　税務署長は、前項の書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金銭債権に係る金額につき同項の規定を適用しないことができる。

4　法第五十二条第一項第二号ハに規定する政令で定める内国法人は、次に掲げる内国法人とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第二条第一項（免許）の免許を受けて無尽業を行う無尽会社

二　金融商品取引法第二条第三十項（定義）に規定する証券金融会社

三　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行

四　長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社

五　銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社

六　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号又は第五号（貸金業の範囲からの除外）に掲げるもの

七　保険業法第二条第十六項（定義）に規定する保険持株会社

八　保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者

九　保険業法第二百七十二条の三十七第二項（少額短期保険持株会社）に規定する少額短期保険持株会社

十　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項（定義）に規定する債権回収会社

十一　株式会社商工組合中央金庫

十二　株式会社日本政策投資銀行

十三　株式会社企業再生支援機構

十四　前各号に掲げる内国法人に準ずる法人として財務省令で定める内国法人

5　法第五十二条第一項第三号に規定する政令で定める内国法人は、次に掲げる内国法人とする。

一　法第六十四条の二第一項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定により同項に規定するリース資産の売買があつたものとされる場合の当該リース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人

二　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行うものに限る。）に該当する内国法人

三　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項（定義）に規定する質屋である内国法人

四　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条(包括信用購入あつせん業者の登録)に規定する登録包括信用購入あつせん業者に該当する内国法人

五　割賦販売法第三十五条の三の二十三（個別信用購入あつせん業者の登録）に規定する登録個別信用購入あつせん業者に該当する内国法人

六　次に掲げる内国法人

イ　銀行法第二条第一項に規定する銀行の同条第八項に規定する子会社である同法第十六条の二第一項第十一号（銀行の子会社の範囲等）に掲げる会社のうち同法第十条第二項第五号（業務の範囲）に掲げる業務を営む内国法人

ロ　保険業法第二条第二項に規定する保険会社の同条第十二項に規定する子会社である同法第百六条第一項第十二号（保険会社の子会社の範囲等）に掲げる会社のうち同法第九十八条第一項第四号（業務の範囲）に掲げる業務を営む内国法人

ハ　イ又はロに規定する会社に準ずるものとして財務省令で定める会社のうちイ又はロに規定する業務に準ずる業務として財務省令で定める業務を営む内国法人

七　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項（定義）に規定する貸金業者に該当する内国法人

八　信用保証業を行う内国法人